

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院解散 ⑥、寺院合併 ⑥

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、寺院の解散又は合併を行う場合に関連する手続きについて掲載いたします。

▽ 寺院振興金庫について

寺院の振興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援を目的に設置されたのが、「寺院振興金庫」です。※『宗報』連絡のコーナー参照

この寺院振興金庫が行う事業の一つに、寺院の解散又は合併に伴う事務費及び本堂等の境内建物を除却する場合の費用を補助する助成金の交付があります。

【助成金交付額】

寺院の解散・合併にかかる事務費

〈上限〉 解散…20万円

合併…10万円

境内建物除却費用の半額補助

〈上限〉 100万円（該当費用相当額の千円未満は切捨）

助成金の交付申請をするためには、所轄庁より解散又は合併の認証を得る前に、あらかじめ、門徒総代の同意及び責任役員会の議決を得る必要があります。

また、助成金交付の時期について、事務費は解散又は合併にかかる手続き完了（解散…所轄庁の認証書の交付、合併…吸収合併寺院（甲）の登記）後、境内建物の除却費用の補助は除却後に行います。

助成金交付申請書は、以下の通り作成します。

1. 申請者
当該寺院の住職又は住職代務。
2. 記載事項
 - (1) 申請額
 - (2) 申請理由
 - (3) 寺院名
 - (4) 助成金受領口座
3. 添付書類
 - (1) 責任役員会議事録
 - (2) 門徒総代の同意書
 - (3) 所轄庁の解散又は合併認証書（写）
 - (4) 経費明細が付された領収書（写）

申請期限は毎年度9月末日までとなっています。

手続きの詳細については、寺院活動支援部（国内伝道・寺院伝道支援担当）にお問い合わせください。

▽ 大谷本廟における手続きについて

大谷本廟において、解散又は合併される寺院名義の無量寿堂納骨所又は墓地がある場合には、使用代表者変更の手続きが必要となります。

なお、解散の場合においては、無量寿堂納骨所又は墓地の使用権の帰属先について、その他の残余財産と同様に、あらかじめ門徒総代の同意及び責任役員会の議決を得ることが必要です。

手続きの詳細については、参拝教化部（大谷本廟担当）にお問い合わせください。